

## 全体貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,065,057	固定負債	256,215
有形固定資産	1,007,277	地方債等	174,666
事業用資産	479,575	長期未払金	467
土地	328,915	退職手当引当金	20,828
立木竹	-	損失補償等引当金	149
建物	403,668	その他	60,105
建物減価償却累計額	△ 264,697	流動負債	40,669
工作物	44,455	1年内償還予定地方債等	26,191
工作物減価償却累計額	△ 37,478	未払金	5,856
船舶	20	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 14	前受金	2
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,625
航空機	-	預り金	5,993
航空機減価償却累計額	-	その他	1
その他	537		
その他減価償却累計額	△ 453	負債合計	296,884
建設仮勘定	4,622	【純資産の部】	
インフラ資産	523,398	固定資産等形成分	1,095,278
土地	318,591	余剰分(不足分)	△ 230,063
建物	47,815		
建物減価償却累計額	△ 26,418		
工作物	431,067		
工作物減価償却累計額	△ 278,010		
その他	89,821		
その他減価償却累計額	△ 60,787		
建設仮勘定	1,318		
物品	12,235		
物品減価償却累計額	△ 7,930		
無形固定資産	3,471		
ソフトウェア	671		
その他	2,800		
投資その他の資産	54,309		
投資及び出資金	21,008		
有価証券	7,261		
出資金	13,746		
その他	-		
投資損失引当金	△ 326		
長期延滞債権	3,730		
長期貸付金	229		
基金	29,502		
減債基金	-		
その他	29,502		
その他	568		
徴収不能引当金	△ 402		
流動資産	97,041		
現金預金	60,856		
未収金	4,425		
短期貸付金	13		
基金	30,207		
財政調整基金	13,655		
減債基金	16,552		
棚卸資産	-		
その他	1,825		
徴収不能引当金	△ 286		
資産合計	1,162,099	純資産合計	865,215
		負債及び純資産合計	1,162,099

## 全体行政コスト計算書

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	378,715
業務費用	162,415
人件費	35,444
職員給与費	25,839
賞与等引当金繰入額	2,584
退職手当引当金繰入額	1,874
その他	5,147
物件費等	124,644
物件費	47,501
維持補修費	2,872
減価償却費	19,722
その他	54,548
その他の業務費用	2,327
支払利息	1,076
徴収不能引当金繰入額	384
その他	868
移転費用	216,300
補助金等	131,084
社会保障給付	85,091
その他	125
経常収益	110,759
使用料及び手数料	100,453
その他	10,306
純経常行政コスト	267,956
臨時損失	302
災害復旧事業費	-
資産除売却損	295
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	7
臨時利益	639
資産売却益	519
その他	120
純行政コスト	267,619

## 全体純資産変動計算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	835,350		
純行政コスト(△)	△ 267,619		△ 267,619
財源	290,994		290,994
収等	162,457		162,457
国県等補助金	128,537		128,537
本年度差額	23,375		23,375
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	△ 142		
無償所管換等	9,174		
その他	△ 2,543		
本年度純資産変動額	29,864		
本年度末純資産残高	865,215	1,095,278	△ 230,063

## 全体資金収支計算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	360,203
業務費用支出	143,904
人件費支出	35,585
物件費等支出	104,103
支払利息支出	1,076
その他の支出	3,141
移転費用支出	216,300
補助金等支出	131,084
社会保障給付支出	85,091
その他の支出	125
業務収入	395,251
税収等収入	155,814
国県等補助金収入	125,508
使用料及び手数料収入	100,537
その他の収入	13,391
臨時支出	7
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	7
臨時収入	89
<b>業務活動収支</b>	<b>35,130</b>
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	29,079
公共施設等整備費支出	20,164
基金積立金支出	8,573
投資及び出資金支出	300
貸付金支出	42
その他の支出	-
投資活動収入	11,217
国県等補助金収入	4,874
基金取崩収入	4,608
貸付金元金回収収入	113
資産売却収入	884
その他の収入	738
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 17,863</b>
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	25,475
地方債等償還支出	25,226
その他の支出	249
財務活動収入	10,170
地方債等発行収入	10,170
その他の収入	-
<b>財務活動収支</b>	<b>△ 15,305</b>
<b>本年度資金収支額</b>	<b>1,962</b>
<b>前年度末資金残高</b>	<b>53,677</b>
<b>本年度末資金残高</b>	<b>55,639</b>

前年度末歳計外現金残高	2,645
本年度歳計外現金増減額	2,573
本年度末歳計外現金残高	5,218
本年度末現金預金残高	60,856

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

- ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

- ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	149百万円	-	149百万円
合計	-	149百万円	-	149百万円

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第248号	損害賠償請求事件	8,869,995円及びこれに対する訴状送達の日 の翌日から支払済みまで 年3分の割合による金員	原告は、尼崎市立小学校に在籍していた当時、その同級生から継続的に暴行、暴言、恐喝などの加害行為を受けていたことから、担任教諭に相談したところ、これらの加害行為に対して、担任教諭等が「いじめ」として適切な対応を取らなかったことは、原告に対する安全配慮義務に違反するものとして、当該同級生及び尼崎市に対し、原告の被った逸失利益、慰謝料等の支払を求めて提訴したもの
② 神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第647号	国家賠償請求事件	193,333,896円及びこれに対する訴状別紙記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員	原告は、被告尼崎市が平成15年度から平成29年度までに課した固定資産税及び都市計画税について、正しくは「大工場地区」に区分して賦課徴収すべきであったものを、誤って「中小工場地区」に区分して賦課徴収したことにより、原告が過大な固定資産税及び都市計画税を納付させられたとして、正規の納税額と納付済額との差額相当額の損害賠償を求めて提訴したもの

③	大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第 3726号(同裁判所 令和4年(ワ)第 9695号に併合)	業務委託料請求事 件	13,728,000円 及びこれに対 する令和4年4 月22日から支 払済みまで年 3分の割合に よる金員	本市と原告との間で締結された令和 3年10月22日付け業務委託契約に 基づく原告の債務が履行されなかつ たことにより、本市は履行保証保険 金の取得のために当該業務委託契 約を解除したが、当該解除は原告が 履行の提供をしていたにもかかわらず、 本市がその受領の拒否をしたこと によるものであり、解除の効果は認 められないとして原告が当該業務委 託契約に基づき委託料の支払を求 めて訴えを提起したもの
④	大阪高等裁判所 令和7年(ネ)第 491号	損害賠償請求事件	1,916,528円及 びこれに対す る令和2年10 月19日から支 払い済みまで 年3分の割合 による金員並 びに2,658,918 円及びこれに 対する令和3 年1月5日から 支払い済みま で年4分の割 合による金員	原告は、原告が市の本庁舎等に来 庁した際に、被告の職員により暴行 を加えられたとして、これにより発生 した治療費、慰謝料等の支払いを求 めて提訴したが、第1審において請 求を棄却されたため、これを不服とし て控訴したもの
⑤	神戸地方裁判所 尼崎支部令和6年 (ワ)第276号	損害賠償請求事件	5,967,780円及 びこれに対す る令和6年4月 20日から支払 済みまで年3 分の割合によ る金員	原告は、尼崎市に勤務していた令和 3年度当時において、直属の上司か らパワーハラスメントを受けたこと により、ストレス性障害を発症し、休職 処分等を余儀なくされたとして、国家 賠償法に基づき被告に対して、これ により発生した治療費、逸失利益等 の支払を求めて提訴したもの

⑥	神戸地方裁判所 尼崎支部令和6年 (ワ)第563号	国家賠償請求事件	1,000,000円及 びこれに対す る令和6年8月 11日から支払 済みまで年3 分の割合によ る金員	歩道を歩行していた原告が、同歩道 上に駐車されていた原動機付自転車 が同人の通行の妨げとなっていたこ とから、同車の所有者に同車を同歩 道から移動させるよう依頼し、同人が 同車を移動させようとしたところ、同 車が原告に接触し、原告は右下腿前 面中央に表皮の発赤等傷害を負い、 また、後遺障害を負ったとして、道路 管理者としての注意義務を怠ってい た被告尼崎市に対して、国家賠償法 に基づき慰謝料を求めて提訴したも の
---	---------------------------------	----------	--	--

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## 連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,097,601	固定負債	267,120
有形固定資産	1,040,708	地方債等	179,566
事業用資産	487,268	長期未払金	467
土地	329,380	退職手当引当金	22,104
立木竹	-	損失補償等引当金	149
建物	431,133	その他	64,834
建物減価償却累計額	△ 285,737	流動負債	44,047
工作物	45,514	1年内償還予定地方債等	26,982
工作物減価償却累計額	△ 37,879	未払金	8,099
船舶	20	未払費用	10
船舶減価償却累計額	△ 14	前受金	97
浮標等	-	前受収益	27
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,745
航空機	-	預り金	6,086
航空機減価償却累計額	-	その他	2
その他	614	負債合計	311,167
その他減価償却累計額	△ 519	【純資産の部】	
建設仮勘定	4,757	固定資産等形成分	1,128,632
インフラ資産	544,812	余剰分(不足分)	△ 235,610
土地	320,223	他団体出資等分	261
建物	52,013		
建物減価償却累計額	△ 28,809		
工作物	466,818		
工作物減価償却累計額	△ 297,806		
その他	89,821		
その他減価償却累計額	△ 60,787		
建設仮勘定	3,340		
物品	33,861		
物品減価償却累計額	△ 25,234		
無形固定資産	5,511		
ソフトウェア	726		
その他	4,785		
投資その他の資産	51,382		
投資及び出資金	9,331		
有価証券	7,928		
出資金	1,403		
その他	-		
長期延滞債権	3,766		
長期貸付金	230		
基金	37,855		
減債基金	-		
その他	37,855		
その他	625		
徴収不能引当金	△ 426		
流動資産	106,848		
現金預金	69,299		
未収金	4,886		
短期貸付金	13		
基金	31,018		
財政調整基金	14,465		
減債基金	16,552		
棚卸資産	64		
その他	1,854		
徴収不能引当金	△ 286		
繰延資産	-		
資産合計	1,204,450	純資産合計	893,282
		負債及び純資産合計	1,204,450

## 連結行政コスト計算書

自 令和6年4月 1日  
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	460,330
業務費用	189,340
人件費	39,683
職員給与費	28,551
賞与等引当金繰入額	2,719
退職手当引当金繰入額	1,993
その他	6,420
物件費等	132,042
物件費	51,124
維持補修費	3,444
減価償却費	21,806
その他	55,667
その他の業務費用	17,615
支払利息	1,175
徴収不能引当金繰入額	384
その他	16,055
移転費用	270,990
補助金等	185,746
社会保障給付	85,091
その他	152
経常収益	137,082
使用料及び手数料	104,158
その他	32,923
純経常行政コスト	323,248
臨時損失	775
災害復旧事業費	-
資産除売却損	723
損失補償等引当金繰入額	-
その他	53
臨時利益	717
資産売却益	520
その他	198
純行政コスト	323,306

## 連結純資産変動計算書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計			
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等 分
前年度末純資産残高	863,515			
純行政コスト(△)	△ 323,306		△ 323,306	-
財源	346,726		346,726	-
税収等	189,654		189,654	-
国県等補助金	157,072		157,072	-
本年度差額	23,420		23,420	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	△ 142			
無償所管換等	9,174			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
比例連結割合変更に伴う差額	△ 94			
その他	△ 2,592			
本年度純資産変動額	29,767			
本年度末純資産残高	893,282	1,128,632	△ 235,610	261

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の有価証券 償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(8) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3か月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3 重要な後発事象

該当事項なし

4 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第248号	損害賠償請求事件	8,869,995円及びこれに対する訴状送達の日 の翌日から支払済 みまで年3分の割合 による金員	原告は、尼崎市立小学校に在籍していた当時、その同級生から継続的に暴行、暴言、恐喝などの加害行為を受けていたことから、担任教諭に相談したところ、これらの加害行為に対して、担任教諭等が「いじめ」として適切な対応を取らなかったことは、原告に対する安全配慮義務に違反するものとして、当該同級生及び尼崎市に対し、原告の被った逸失利益、慰謝料等の支払を求めて提訴したものの
② 神戸地方裁判所 尼崎支部令和4年 (ワ)第647号	国家賠償請求事件	193,333,896円及びこれに対する訴状別紙記載の各日から各支払済みまで年5分の割合による金員	原告は、被告尼崎市が平成15年度から平成29年度までに課した固定資産税及び都市計画税について、正しくは「大工場地区」に区分して賦課徴収すべきであったものを、誤って「中小工場地区」に区分して賦課徴収したことにより、原告が過大な固定資産税及び都市計画税を納付させられたとして、正規の納税額と納付済額との差額相当額の損害賠償を求めて提訴したものの
③ 大阪地方裁判所 令和5年(ワ)第 3726号(同裁判所 令和4年(ワ)第 9695号に併合)	業務委託料請求事件	13,728,000円及びこれに対する令和4年4月22日から支払済みまで年3分の割合による金員	本市と原告との間で締結された令和3年10月22日付け業務委託契約に基づく原告の債務が履行されなかったことにより、本市は履行保証保険金の取得のために当該業務委託契約を解除したが、当該解除は原告が履行の提供をしていたにもかかわらず、本市がその受領の拒否をしたことによるものであり、解除の効果は認められないとして原告が当該業務委託契約に基づき委託料の支払を求めて訴えを提起したものの

④	大阪高等裁判所 令和7年(ネ)第 491号	損害賠償請求事件	1,916,528円及びこれに対する令和2年10月19日から支払い済みまで年3分の割合による金員並びに2,658,918円及びこれに対する令和3年1月5日から支払い済みまで年4分の割合による金員	原告は、原告が市の本庁舎等に来庁した際に、被告の職員により暴行を加えられたとして、これにより発生した治療費、慰謝料等の支払いを求めて提訴したが、第1審において請求を棄却されたため、これを不服として控訴したもの
⑤	神戸地方裁判所 尼崎支部令和6年 (ワ)第276号	損害賠償請求事件	5,967,780円及びこれに対する令和6年4月20日から支払済みまで年3分の割合による金員	原告は、尼崎市に勤務していた令和3年度当時において、直属の上司からパワーハラスメントを受けたことにより、ストレス性障害を発症し、休職処分等を余儀なくされたとして、国家賠償法に基づき被告に対して、これにより発生した治療費、逸失利益等の支払を求めて提訴したもの
⑥	神戸地方裁判所 尼崎支部令和6年 (ワ)第563号	国家賠償請求事件	1,000,000円及びこれに対する令和6年8月11日から支払済みまで年3分の割合による金員	歩道を歩行していた原告が、同歩道の上に駐車されていた原動機付自転車が同人の通行の妨げとなっていたことから、同車の所有者に同車を同歩道から移動させるよう依頼し、同人が同車を移動させようとしたところ、同車が原告に接触し、原告は右下腿前面中央に表皮の発赤等傷害を負い、また、後遺障害を負ったとして、道路管理者としての注意義務を怠っていた被告尼崎市に対して、国家賠償法に基づき慰謝料を求めて提訴したもの

## 5 追加情報

### (1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 尼崎市文化振興財団

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

一般財団法人 あまがさき観光局

株式会社 エーリック

尼崎交通事業振興 株式会社

#### ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。